

快適トイレ実施要領

(平成29年6月20技管-268)

(目的)

第1条 建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めるにあたり、建設現場のトイレにこれまでのものに比べて質の良いトイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入することとする。

(定義)

第2条 快適トイレに関する仕様は、以下の項目について別紙-1によるものとする。

- (1) 快適トイレに求める機能
- (2) 付属品として備えるもの
- (3) 推奨する仕様、付属品

2 トイレのタイプについては、別紙-2によるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 受注者が快適トイレの設置について監督職員と協議を行っていること。
- (2) 設置するトイレは前条の仕様を満たしていること。
ただし、第2条第1項(3)の仕様は除く。
- (3) 現場に快適トイレを設置する敷地を用意出来ること。

(快適トイレに要する費用)

第4条 快適トイレに要する費用は、共通仮設費（営繕費）に積上げ計上するものとする。

- 2 前項1の費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする（102,000 円／2 基・月が上限）。なお、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。
- 3 運搬・設置費は共通仮設費（率分）に含むものとする。
- 4 前項2の上限を超える費用については、現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。
- 5 費用の計上方法については、別紙-3の積算によるものとする。

(留意事項)

第5条 第2条第1項(1)を満たす快適トイレを男女別で各1台設置することを標準とする。

- 2 第2条第1項(1)の機能及び(2)の付属品については、必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないものとする。

- 3 第4条第4項の現場環境改善費（率分）の対象とするときは、積算基準に基づき計5つの実施内容を確認するものとする。
- 4 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、対象外工事として設計変更により減額する。

附 則

この要領は、平成29年6月20日から適用する。

附 則（令和2年3月13日技管－743 一部改正）

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月15日技管－102 一部改正）

- 1 この要領は、令和2年6月1日から適用する。
- 2 快適トイレに要する費用に係る規定は、従前の費用計上として条件明示し契約した工事であっても、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行い、令和2年6月1日以降に変更契約を行う工事については、改正後の規定を適用する。

附 則（令和3年9月10日技管－351 一部改正）

この要領は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月8日技管－851 一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月9日技管－136 一部改正）

この要領は、令和7年6月1日から適用する。